

# 女性部会だより (For you)



佐藤 哲也  
法人課税第1部門  
上席国税調査官



山田 暁人  
法人課税第1部門  
総括上席国税調査官



伊藤 康至  
法人課税第3部門  
総括国税調査官



宮野 裕充  
法人課税第2部門  
総括国税調査官



田中 悟  
法人課税第1部門  
総括国税調査官



るかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するものは、その支出する日の属する事業年度において損金の額に算入せず、資本的支出として、当該修繕をした固定資産の取得価額に算入することとされています。

①当該資産の取得の時ににおいて通常の管理又は修理をするものとした場合に予想される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

②当該資産の取得の時ににおいて通常の管理又は修理をするものとした場合に予想される当該資産の価

## “をみな衆” 第24回 グループ別

### 5 所得税

生命保険契約の満期により生命保険金を受け取る場合には、保険料の負担者、保険金の受取人が誰であるかにより所得税・贈与税の

値を増加させる部分に対応する金額

しかし、使用可能期間の延長や価額の増加に対応する部分の金額の算定は実務上困難な場合が多いため、最終的には実質により資本的支出か修繕費かを判定することになります。

生命保険契約の満期により生命保険金を受け取る場合には、保険料の負担者、保険金の受取人が誰であるかにより所得税・贈与税の



いずれかの課税の対象となります。保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合は、所得税が課税されません。この場合の満期保険金を一時金で受領した場合は一時所得、満期保険金を年金で受領した場合は雑所得になります。また、保険料の負担者と保険金受取人が異なる場合で、満期保険金を一時金で受領したときは贈与税が課税されます。満期保険金を年金で受領した場合は所得税（雑所得）が課税されます。

### 6 相続税

夫の死亡保険金の受取人が子供であったため、子供

が一旦生命保険金を受け取った後、その生命保険金を妻である私と子供で話し合っ分ける場合は、子供から妻への贈与となり、贈与税の課税対象となります。被相続人が保険料を支払っていた生命保険金は、相続税法上のみなし相続財産であり本来の相続財産ではないため、遺産分割の対象とはならず、契約上の受取人が相続又は遺贈により取得したとみなされ相続税の課税の対象となります。したがって、契約上の受取人以外の人が保険金を受け取った場合には、その人は、その契約上の受取人から贈与により取得したことになるため、贈与税が課税されます。

